

ガス導管事業者の法的分離にあわせて導入する 行為規制の詳細について

第45回制度設計専門会合 事務局提出資料

令和2年2月10日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ

(1) 兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

(2) 業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

(3) グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

(4) 社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

(5) 情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共に用する場合の基準等

(6) その他の適正な競争関係確保に必要な措置

検討すべき論点

- 改正ガス事業法は、ネットワーク事業であるガス導管事業者の中立性を確保することによりガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するため、情報の目的外利用の禁止・差別的取扱いの禁止に上乗せする形で、ガス導管事業者が以下の体制整備等を行うことを義務づけている※。（改正電気事業法も一般送配電事業者に対し同様の義務を課している。）
 - ①情報を見直すための体制の整備
 - ②業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
 - ③その他適正な競争関係を確保するために必要な措置
- ※全一般ガス導管事業者、全特定ガス導管事業者が義務の対象となっている。
- その措置の具体的な内容について経済産業省令で規定することとされているところ、その詳細について御議論いただきたい。

（参考）改正ガス事業法（2022年4月1日施行）

（ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等：特定ガス導管事業者につき第八十条の八）第五十四条の八 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

3

（参考）一般送配電事業者の体制整備の内容

- 改正電気事業法施行規則（2020年4月1日施行）では、送配電業務に関する情報がグループ内の小売・発電事業者等に流出することをより確実に防止する等のために、一般送配電事業者に対し、以下の体制整備等義務を課している。
- 情報を適正に管理するための体制の整備
 - ① 建物を小売・発電等と共に用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔離を担保し、入室制限等を行うこと
 - ② 情報システムを小売・発電等と共に用する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
 - ③ 情報の適正な管理に係る規程を整備すること
 - ④ 情報管理責任者を設置すること
 - ⑤ 取締役等及び従業者の研修を実施すること
- 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
 - ⑥ 託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）における小売・発電事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内容及び経緯を記録し保存すること
 - ⑦ 託送供給等業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給等業務を行う部門と別に置くこと
※グループ内の小売・発電等から独立した組織であることを要する
- その他適正な競争関係を確保するために必要な措置
 - ⑧ 法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置すること
 - ⑨ 託送供給等業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること
 - ⑩ 法令遵守責任者により監視を実施すること

4

一般ガス導管事業者の体制整備の検討

- 一般ガス導管事業者に課す体制整備の内容については、一般送配電事業者での議論が参考になると考えられる。
- 他方、一般ガス導管事業者は規模の大きいものから小さいものまで多様であり、一般送配電事業者と同じ体制整備を全ての一般ガス導管事業者に求めることが適當か検討する必要がある。

(参考) 一般ガス導管事業者の従業員数 (日本ガス協会「ガス事業便覧」: 2018年度版)

従業員数	事業者数
501人以上	9
301人～500人	6
101人～300人	20
51人～100人	28
21人～50人	56
11人～20人	47
10人以下	32
全198社	

※一般送配電事業者においては、沖縄電力の1,542人が最少

一般ガス導管事業者の体制整備の検討

- 一般送配電事業者に課される体制整備義務のうち、①執務室の物理的隔離②システムの論理的分割及び⑦監視部門の設置については、相当の費用が生じるところ、特に、その供給区域における需要家数の少ない事業者においては、需要家当たりの負担が相対的に大きくなると考えられる。
- また、一般ガス導管事業者において万が一に競争関係阻害行為が発生した場合の影響（中立性確保の必要性）は需要家数の多い事業者ほど大きいと考えられる。
- こうしたことから体制整備のうち①②⑦については、一定数以上の需要家の一般ガス導管事業者のみに義務を課すこととしてはどうか。

(参考) 一般送配電事業者の体制整備の内容

- 情報を適正に管理するための体制の整備

- ① 建物を小売・発電等と共に用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔離を担保し、入室制限等を行うこと
- ② 情報システムを小売・発電等と共に用する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
- ③ 情報の適正な管理に係る規程を整備すること
- ④ 情報管理責任者を設置すること
- ⑤ 取締役等及び従業者の研修を実施すること

- 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

- ⑥ 託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）における小売・発電事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なもの除く）の内容及び経緯を記録し保存すること
- ⑦ 託送供給等業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給等業務を行う部門と別に置くこと
※グループ内の小売・発電等から独立した組織であることを要する

- その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

- ⑧ 法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置すること
- ⑨ 託送供給等業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること
- ⑩ 法令遵守責任者により監視を実施すること

[] : 負担が比較的大きい項目

一般ガス導管事業者の体制整備義務の基準（案）

- 情報の目的外利用等の競争関係阻害行為が発生した場合の影響の大きさや、体制整備のための負担等を考慮すると体制整備のうち①②⑦については、ガスマーテー取付数30万個以上の一般ガス導管事業者に課すこととしてはどうか。
- また、ガス導管事業を取り巻く状況に大きな変化があった場合や、一般ガス導管事業者の中立性に懸念が生じた場合などは、必要に応じ基準の見直しを検討することとしてはどうか。

(参考) ガスマーテー取付数上位20社 (日本ガス協会「ガス事業便覧」:2018年度版)

事業者名	メーター取付数	従業員数※1	導管シェア	託送供給量(千m ³)※2
東京ガス	11,534,655	7,736人	23.06%	14,769,985
大阪ガス	7,368,878	5,554人	19.24%	8,904,133
東邦ガス	2,439,194	2,858人	11.12%	4,025,711
西部ガス	1,092,914	1,342人	3.78%	896,672
京葉ガス	930,612	829人	2.42%	719,759
北海道ガス	571,533	941人	2.04%	570,382
広島ガス	411,080	639人	1.59%	508,391
北陸ガス	374,160	420人	1.88%	387,715
仙台市	343,440	437人	1.65%	284,343
静岡ガス	319,336	634人	1.66%	1,545,341
四国ガス	268,041	459人	1.22%	205,155
中部ガス	235,319	322人	1.61%	314,503
東部ガス	220,591	474人	1.37%	271,716
武州ガス	216,702	278人	0.93%	328,496
東彩ガス	195,271	195人	0.81%	158,781
山口合同ガス	180,086	420人	1.11%	296,735
大多喜ガス	171,172	293人	0.93%	826,555
日本ガス(鹿児島)	146,685	219人	0.62%	104,127
岡山ガス	140,912	236人	0.92%	171,741
旭川ガス	121,990	124人	0.73%	70,907

※1:導管部門以外の従業員を含む ※2:平成30年度託送収支計算書

7

(参考) 体制整備に要する費用について

- 体制整備に係る費用は、支社等の数、現在の整備状況によって大きく異なるものの、執務室の物理的隔離※やシステムの論理的分割費用について複数の事業者より聴取した概要は以下のとおり。

※ 物理的隔離措置の対象となる事業者であっても、法的分離を行わない一般ガス導管事業者においては、従業者が導管部門と小売・製造部門を兼務することは法令上妨げられない。この場合、当該従業者は、業務内容に応じて、都度、執務室を移動する必要が生じる。

(参考) 執務室の物理的隔離・システムの論理的分割に要する費用 (推計: 複数事業者より聴取)

- 執務室の物理的隔離に要する費用
 - 500万円～9600万円 (平均1880万円) *
- システムの論理的分割に要する費用
 - 9000万円～1億円 (平均9800万円)
- 両費用の総計
 - 9500万円～1億9600万円 (平均1億1300万円)

※照明、空調及び消防設備並びに事務用品の撤去等の対応を行う費用が別途生じる。

8

体制整備のその他の項目について

- ①、②、⑦以外の体制整備の項目については、負担が比較的小さいと考えられることから、規模によらず、全ての一般ガス導管事業者に義務付けることとしてはどうか。

● 情報を適正に管理するための体制の整備

- ① 建物を小売・製造等と共に用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔離を担保し、入室制限等を行うこと
- ② 情報システムを小売・製造等と共有する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
- ③ 情報の適正な管理に係る規程を整備すること
- ④ 情報管理責任者を設置すること
- ⑤ 取締役等及び従業者の研修を実施すること

● 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

- ⑥ 託送供給の業務における小売・製造事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内容及び経緯を記録し保存すること
- ⑦ 託送供給の業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給の業務を行う部門と別に置くこと
※グループ内の小売・製造等から独立した組織であることを要する

● その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

- ⑧ 法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置すること
- ⑨ 託送供給等業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること
- ⑩ 法令遵守責任者により監視を実施すること

□ : 負担が比較的大きい項目

9

まとめ：一般ガス導管事業者の体制整備（案）

- 今回の事務局提案をまとめると以下のとおり。
- 一般送配電事業者並の体制整備義務を課す事業者の基準は、ガスマーターの取付数が30万個以上の一般ガス導管事業者としてはどうか。
- 基準に該当しない一般ガス導管事業者については、法的には執務室の物理的隔離等負担の比較的大きいと考えられる体制整備を求めないものの、ガイドライン上望ましい行為として位置付け、その状況について、事業監査を通じ確認することとしてはどうか。
- なお、特定ガス導管事業者の体制整備については、本日の議論も踏まえ、次回以降検討する。

体制整備義務の内容とその対象事業者との関係

	前頁①②⑦	前頁③④⑤⑥⑧⑨⑩
基準（7頁）に該当する一般ガス導管事業者	法的に義務付け	法的に義務付け
その他的一般ガス導管事業者	ガイドライン上の望ましい行為	法的に義務付け

10

(参考) 適正なガス取引についての指針①

適正なガス取引についての指針（抜粋）

IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) 情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ガス導管事業者は、託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止を確保するため、以下の行為を行うことが望ましい。

- ① 託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者（新たに託送供給を依頼しようとする者を含む。以下「託送供給依頼者」という。）に対する託送供給に関する情報連絡窓口は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門ではなく、託送供給の業務及びこれに関する業務（以下「託送供給関連業務」という。）を行う部門（以下「託送供給関連業務部門」という。）に設置し、これを明確化する。
- ② 託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門に属する者が託送供給関連業務部門の業務を行うことを妨げるものではない。
- ③ 上記②に掲げるもののほか、ガス導管事業者は、現在、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と連携して行われているガス導管事業者のガス供給業務の過度の硬直化・非効率化を招かないよう留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。
- ④ 託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報（以下「託送供給関連情報」という。）の目的外利用を防止するため、託送供給の業務を行う従業員は、託送供給関連情報の記載のある文書・データを適切な方法により保管するとともに、託送供給関連業務部門から他部門への託送供給関連情報の伝達及び両部門間の託送供給関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバーへのアクセス等）等を管理する。また、託送供給関連業務部門と他部門は別室にする等、物理的に隔絶する。

11

(参考) 適正なガス取引についての指針②

適正なガス取引についての指針（抜粋）

IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) 情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

(①～④は前頁に記載)

- ⑤ 託送供給関連業務部門と他部門との人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。
なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。
- ⑥ 託送供給関連業務部門に提供された情報で、託送供給関連業務等の遂行のため、他部門に渡さざるを得ないもの（技術的検討依頼を行う場合等）については、託送供給依頼者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が目的外に活用できないように管理する。
- ⑦ 託送供給関連情報の目的外利用の禁止を含め、託送供給関連情報の取扱いに関する、社内規程等を作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。
- ⑧ なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や経営実態から、上記①から⑦までの措置の厳格な実施が困難な場合においては、導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な情報管理を行うものとする。

12

(参考) 改正電気事業法（2020年4月1日施行）

（電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等）

第二十三条の四 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

(参考) 電気事業法施行規則（2020年4月1日施行）

（体制の整備等）

第三十三条の十五 法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）の用に供する室とを区分するものであること。

二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部门」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者と共に用いない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

ロ 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

ハ 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。

三 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であった者を含む。第七号並びに第四十四条の十三第一項第三号及び第七号において同じ。）が遵守すべき規程を作成することであること

四 前号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施することであること。

五 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の管理責任者（次号及び第七号において「情報管理責任者」という。）を置くものであること。

13

(参考) 電気事業法施行規則（2020年4月1日施行）

（体制の整備等）

第三十三条の十五 法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（一～五は前項に記載）

六 情報管理責任者は、当該一般送配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするものであること。

七 情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者によって遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理せるものであること。

八 託送供給等部门をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者又は発電事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

九 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。

十 法令遵守責任者をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視（次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。）を行わせるものであること。

十一 当該一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部门及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行つ部門とは別に置くものであること。

十二 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。

十三 監視部門をして、託送供給等部门及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行つ部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視せるものであること。

十四 監視部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視せるものであること。

十五 監視部門をして、前二号の規定により行われた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告せるものであること。

2 前項第二号ハ及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

14

(参考) 電気事業法施行規則（2020年4月1日施行）

（体制の整備等に関する報告）

第三十三条の十六 法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第一号の規定により区分した室の配置
- 二 前条第二号の規定により構築したシステムの概要
- 三 前条第三号の規定により作成した規程
- 四 前条第四号の規定により実施した研修の内容
- 五 前条第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十二号の規定により整備した体制
- 六 前条第七号の規定により実施した管理の内容
- 七 前条第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要
- 八 前条第十号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行った監視の結果
- 九 前条第十号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備等が適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
- 十 前条第十三号及び第十四号の規定により行った監視の結果
- 十一 前条第十三号の規定により行った監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
- 十二 前条第十四号の規定により行った監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
- 十三 前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために講じたその他の措置がある場合には、その内容

送配電事業者に求める体制整備等の内容①（情 参考（第29回制度設計専門会合資料抜粋：平成30年4月）

- 現行の電事法においても、送配電部門の中立性を確保するための措置として、情報の目的外利用・提供の禁止が規定されている。（禁止行為）
- これに加えて、情報を適正に管理する体制の整備を義務付けるのは、競争関係に影響を与えるおそれのある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出することをより確実に防止するため、そのおそれがある状況が生じないようにするもの。
- このような観点から、以下のような措置を求めることが適当ではないか。（省令で規定する措置）

○競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれがあると考えられる状況

- 送配電事業者と発電・小売事業者等が執務室を共用・隣接している場合において、書類の持ち出し・閲覧、音漏れ等によって情報が流出
- 送配電事業者と発電・小売事業者等間で情報システムが共用されアクセス制限が不十分な場合に、送配電側のシステムにアクセスされ情報が流出
- 送配電事業者における情報管理が不十分（ずさん）な場合に、送配電業務に関する情報を誤って発電・小売事業者等に送付するなどにより情報が流出

競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれが生じないよう、以下の情報管理体制の整備を求めることが適当ではないか。

- ① 建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔離を担保し、入室制限等を行うこと
- ② 情報システムを発電・小売等と共有する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
- ③ 情報の適正な管理に係る規程の整備^{※1}、情報管理責任者の設置^{※2}、従業者の教育など、情報を安全に管理するために必要な措置を講じること

※ 1：情報の適正な管理に係る規程には、送配電業務に関する情報を発電・小売等に提供する際には適切に情報を符号化することや、漏えい時の対応などを含める。

※ 2：情報管理責任者には取締役等を充てることとする。

送配電事業者に求める体制整備等の内容②（業務の適切な監視）

- 託送供給等業務の実施状況の適切な監視のための体制整備については、差別的取扱いの有無等を自ら監視して是正するよう、以下の①～④を求めることが適當と考えられるのではないか。

○一般送配電事業者における業務の適切な監視をするための体制整備（案）

- ① 託送供給及び電力量調整供給の業務（以下、「託送供給等業務」という。）における発電・小売事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内容及び経緯を記録し保存すること
- ② 託送供給等業務の実施状況を監視する監視部門を別に置くこと
- ③ 監視部門が託送供給等業務の実施状況を監視すること
- ④ 監視部門がその監視結果を取締役会へ報告すること

※電気通信事業法においても、これと同等の措置を電気通信事業者に求めている。

＜参考＞

- ・ 制度設計WGにおいては、一般送配電事業者に体制整備（法令遵守計画の策定・実施、法令遵守担当者による監視等）を法律上義務づけ、その遵守状況の公表を義務付けることについて議論されていた。
- ・ EU指令においては、ITOに中立性確保のためのコンプライアンス・オフィサーの設置（いずれも規制機関による承認が必要。）が義務付けられている（21条）。

送配電事業者に求める体制整備等の内容③（その他の措置）

- その他の措置として、送配電事業者の中立性をより確実に確保する観点から、法令遵守計画を策定し、その計画を実施することを求めてはどうか。

○一般送配電事業者におけるその他適正な競争関係を確保する措置（案）

- 送配電事業の中立性確保のための法令遵守計画（内部規程の整備、従業者等の研修・管理、法令遵守担当者による監視、内部通報窓口の整備など）を策定し、その計画を実施すること

※法令遵守計画については、その効果を定期的に評価し、必要に応じて見直すことが望ましい。

＜参考＞

- ・ 制度設計WGにおいては、一般送配電事業者に体制整備（法令遵守計画の策定・実施、法令遵守担当者による監視等）を法律上義務づけ、その遵守状況の公表を義務付けることについて議論されていた。（なお、公表については、その後の法制化の検討の中で、電気通信事業法等を踏まえ、経済産業大臣に報告する仕組みとされた。）
- ・ EU指令においては、ITOに中立性確保のためのコンプライアンス・プログラムの策定・実施（規制機関による承認が必要。）が義務付けられている（21条）。

(参考) 電気通信事業者に求められている体制整備

参考 (第22回制度設計専門会合資料抜粋：
平成29年9月)

- 電気通信事業法においても、事業者のネットワーク部門の中立性を確保するための措置が規定されている。
(なお、電気通信事業法における設備部門とその他の部門との分離は機能分離であり法的分離（別会社化）ではない。)

○電気通信事業法における体制整備の概要

(1) 設備部門の設置及び他の部門との間の隔離

- 電気通信設備の設置、管理、運営等の業務を行う専門の部門（以下「設備部門」という。）を設置すること。
- 設備部門の長は役員をもって充てること。
- 設備部門とその他の部門との間における兼職を禁ずること。
- 設備部門の業務の用に供する室とその他の室とを区分すること。

(2) 厳格な情報遮断措置

- 接続の業務に関して知り得た情報（以下「接続関連情報」という。）を管理するため、次の要件が確保されたシステムを構築すること。
 - ・接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないこと。
 - ・接続関連情報の区分ごとにアクセス権限が設定されること。
 - ・接続関連情報を入手した者、入手した情報、日時を記録すること。
- 接続関連情報の取扱いについて遵守すべき規程を作成するとともに、当該規程を遵守させるための研修を実施すること。
- 設備部門の長を接続関連情報の管理責任者とし、当該部門における当該情報の取扱いを管理させること。

(3) 実効的な監視の仕組み

- 電気通信設備と他の電気通信事業者の設備とを接続するために実施した手続の実施の経緯等を記録すること。
- 電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために、電気通信事業者内において実施した手続の実施の経緯等を記録すること。
- 接続の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を置き、以下を監視させること。
 - ・記録された手續の実施の経緯等が接続約款等に基づくものであるかどうか
 - ・接続関連情報の取扱いが適正であるかどうか
- 監視部門による監視の結果を、取締役会等に報告せること。

ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について

第46回制度設計専門会合 事務局提出資料

令和2年3月31日



本日ご議論頂きたい論点の位置づけ

(1) 兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

(2) 業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

(3) グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

(4) 社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

(5) 情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共に用する場合の基準等

(6) その他の適正な競争関係確保に必要な措置

検討すべき論点（特定ガス導管事業者に課す体制整備義務の詳細）

- 改正ガス事業法は、特定ガス導管事業者について、その中立性を確保することによりガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するため、情報の目的外利用の禁止・差別的取扱いの禁止に上乗せする形で、以下の体制整備等を行うことを義務づけている※。
(一般ガス導管事業者と同じ。)
 - ①情報を適正に管理するための体制の整備
 - ②業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
 - ③その他適正な競争関係を確保するために必要な措置
- その措置の具体的な内容について経済産業省令で規定することとされているところ、特定ガス導管事業者に対して課すべき措置の詳細について御議論いただきたい。（一般ガス導管事業者に対する措置については前回議論済み。）

(参考) 改正ガス事業法（2022年4月1日施行）

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等：一般ガス導管事業者につき第五十四条の八) 第八十一条の八 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 特定ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

3

一般ガス導管事業者の体制整備の内容（前回の結論）

- 一般送配電事業者に課される体制整備義務のうち、①執務室の物理的隔離②システムの論理的分割及び⑦監視部門の設置については、相当の費用が生じ、その供給区域における需要家数の少ない事業者においては需要家当たりの負担が相対的に大きくなると考えられることや、万が一に競争関係阻害行為が発生した場合の影響は需要家数の多い事業者ほど大きいと考えられること等に鑑み、ガスマーター取付数30万個以上の一般ガス導管事業者に対して法的に義務づけることとし、それ以外の一般ガス導管事業者については、ガイドライン上望ましい行為として位置付けることとした。
- また、①②⑦以外の体制整備の項目については、全ての一般ガス導管事業者に義務付けることとされた。

(参考) 一般ガス導管事業者の体制整備の内容

● 情報を適正に管理するための体制の整備

- ① 建物を小売・製造等と共に用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔離を担保し、入室制限等を行うこと
- ② 情報システムを小売・製造等と共に用する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
- ③ 情報の適正な管理に係る規程を整備すること
- ④ 情報管理責任者を設置すること
- ⑤ 取締役等及び従業者の研修を実施すること

● 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

- ⑥ 託送供給の業務における小売・製造事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内容及び経緯を記録し保存すること
- ⑦ 託送供給の業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給の業務を行う部門と別に置くこと
※グループ内の小売・製造等から独立した組織であることを要する

● その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

- ⑧ 法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置すること
- ⑨ 託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること
- ⑩ 法令遵守責任者により監視を実施すること

：負担が比較的大きい項目

4

特定ガス導管事業者の体制整備の検討

- 特定ガス導管事業者及び一般ガス導管事業者は、いずれも公平に利用されるべきガス導管を取り扱う事業者であり、両者に求められる中立性は同等のものと考えられることから、特定ガス導管事業者においても、一般ガス導管事業者と同様の体制整備義務（4頁①～⑩）を課すことが適切と考えられる。
- また、①②⑦の体制整備義務を課す事業者の基準につき、両者で異なる基準を設ける合理的な理由はないと考えられる（なお、法的分離の対象となる事業者を定める基準についても、一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者で同一の基準となることが想定されている）。

（参考）関連する国会質疑（平成27年4月24日 衆・経済産業委員会）

○多田政府参考人

（略）一般ガス導管事業者も特定ガス導管事業者も法的分離の対象には法文上いたしております。この導管の総体としての規模が政令で定める規模以上という同じような政令を設けることを考えております。（略）私ども、今回法的分離を実施する目的といいますのは、全面の自由化に合わせまして、誰もがガス導管を公平に利用できることである、こういうふうに考えてございます。したがいまして、基準をつくる際には双方を同等にすることが適當だと考えておりますけれども、結果としてこのINPEX、JAPEXは、現状でまいりますと対象とはならない、このように考えております。

特定ガス導管事業者の体制整備義務の基準（案）

- したがって、体制整備のうち①②⑦を法的に義務付ける特定ガス導管事業者の基準は、一般ガス導管事業者における基準と同様に、ガス供給に係る契約（自社小売への託送供給を含む。）の総数（＝ガスマーター取付数）が30万件以上の特定ガス導管事業者とし、基準に該当しない特定ガス導管事業者については、①②⑦又はこれらに代替する措置をガイドライン上望ましい行為として位置付け、その状況について、事業監査を通じ確認することとしてはどうか。
- 他方、①②⑦以外の体制整備の項目については、全ての特定ガス導管事業者に義務付けることとしてはどうか。
- ただし、今後、特定ガス導管事業を取り巻く競争環境に大きな変化があった場合や、その中立性に疑惑が生じた場合には、速やかに、本基準の見直しを検討することとする。

体制整備義務の内容とその対象事業者との関係

		4頁①②⑦	4頁③④⑤⑥⑧⑨⑩
A	基準（上記）に該当する特定ガス導管事業者	法的に義務付け	法的に義務付け
B	その他の特定ガス導管事業者	ガイドライン上の望ましい行為	法的に義務付け

※ 現状、いずれの特定ガス導管事業者も契約総数は100件未満であるため、（A）に該当する事業者はいない。（経済産業省の聞き取り調査による（各事業者の契約件数は公開されていないため、事業者別の件数の詳細はお示ししないこととする））

(参考) 特定ガス導管事業者一覧

所管	事業者名	所管	事業者名
本省	東京瓦斯株式会社	関東	川崎ガスパイプライン株式会社
	石油資源開発株式会社		日本海洋石油資源開発株式会社
	国際石油開発帝石株式会社		南富士パイプライン株式会社
	南遠州パイプライン株式会社		株式会社オンサイト・エネルギー・サービス静岡
	静浜パイプライン株式会社		ガスネットワーク吉田株式会社
北海道	株式会社 J E R A	中部	中部電力株式会社
	北海道瓦斯株式会社		エネロップ株式会社
	釧路エルエヌジー株式会社	近畿	関西電力株式会社
東北	エア・ウォーター株式会社	中国	瀬戸内パイプライン株式会社
	エルエヌジーサービス株式会社		水島エルエヌジー株式会社
	東北天然ガス株式会社		四国電力株式会社
関東	秋田県天然瓦斯輸送株式会社	四国	新居浜 L N G 株式会社
	関東天然瓦斯開発株式会社		九州ガス圧送株式会社
	なのはなパイプライン株式会社		筑後ガス圧送株式会社
	扇島都市ガス供給株式会社		三愛石油株式会社

※令和2年1月15日時点（資源エネルギー庁HPより引用）

7

(参考) 適正なガス取引についての指針①

適正なガス取引についての指針（抜粋）

IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) 情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ガス導管事業者は、託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止を確保するため、以下の行為を行うことが望ましい。

- ① 託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者（新たに託送供給を依頼しようとする者を含む。以下「託送供給依頼者」という。）に対する託送供給に関連する情報連絡窓口は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門ではなく、託送供給の業務及びこれに関連する業務（以下「託送供給関連業務」という。）を行う部門（以下「託送供給関連業務部門」という。）に設置し、これを明確化する。
- ② 託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門に属する者が託送供給関連業務部門の業務を行うことを妨げるものではない。
- ③ 上記②に掲げるもののほか、ガス導管事業者は、現在、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と連携して行われているガス導管事業者のガス供給業務の過度の硬直化・非効率化を招かないよう留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。
- ④ 託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報（以下「託送供給関連情報」という。）の目的外利用を防止するため、託送供給の業務を行う従業員は、託送供給関連情報の記載のある文書・データを適切な方法により保管するとともに、託送供給関連業務部門から他部門への託送供給関連情報の伝達及び両部門間の託送供給関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバーへのアクセス等）等を管理する。また、託送供給関連業務部門と他部門は別室にする等、物理的に隔離する。

8

(参考) 適正なガス取引についての指針②

適正なガス取引についての指針（抜粋）

IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) 情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

(①～④は前頁に記載)

⑤ 託送供給関連業務部門と他部門との人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。

なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。

⑥ 託送供給関連業務部門に提供された情報で、託送供給関連業務等の遂行のため、他部門に渡さざるを得ないもの（技術的検討依頼を行う場合等）については、託送供給依頼者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が目的外に活用できないように管理する。

⑦ 託送供給関連情報の目的外利用の禁止を含め、託送供給関連情報の取扱いに関して、社内規程等を作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。

⑧ なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や経営実態から、上記①から⑦までの措置の厳格な実施が困難な場合においては、導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な情報管理を行うものとする。

(参考) 改正電気事業法（2020年4月1日施行）

（電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等）

第二十三条の四 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

(参考) 電気事業法施行規則（2020年4月1日施行）

（体制の整備等）

第三十三条の十五 法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）の用に供する室とを区分するものであること。

二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

ロ 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

ハ 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。

三 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であった者を含む。第七号並びに第四十四条の十三第一項第三号及び第七号において同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること。

四 前号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。

五 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の管理責任者（次号及び第七号において「情報管理責任者」という。）を置くものであること。

(参考) 電気事業法施行規則（2020年4月1日施行）

（体制の整備等）

- 第三十三条の十五** 法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
(一～五は前頁に記載)
- 六 情報管理責任者は、当該一般送配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするものであること。
- 七 情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者によって遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させること。
- 八 託送供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者又は発電事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。
- 九 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。
- 十 法令遵守責任者をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視（次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。）を行わせるものであること。
- 十一 当該一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。
- 十二 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。
- 十三 監視部門をして、託送供給等部門及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。
- 十四 監視部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。
- 十五 監視部門をして、前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

2 前項第二号ハ及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

11

(参考) 電気事業法施行規則（2020年4月1日施行）

（体制の整備等に関する報告）

- 第三十三条の十六** 法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 前条第一号の規定により区分した室の配置
- 二 前条第二号の規定により構築したシステムの概要
- 三 前条第三号の規定により作成した規程
- 四 前条第四号の規定により実施した研修の内容
- 五 前条第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十二号の規定により整備した体制
- 六 前条第七号の規定により実施した管理の内容
- 七 前条第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要
- 八 前条第十号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行った監視の結果
- 九 前条第十号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備等が適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
- 十 前条第十三号及び第十四号の規定により行った監視の結果
- 十一 前条第十三号の規定により行った監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
- 十二 前条第十四号の規定により行った監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
- 十三 前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために講じたその他の措置がある場合には、その内容

12

送配電事業者に求める体制整備等の内容①（情）

参考（第29回制度設計専門会合資料抜粋：
平成30年4月）

- 現行の電事法においても、送配電部門の中立性を確保するための措置として、情報の目的外利用・提供の禁止が規定されている。（禁止行為）
- これに加えて、情報を適正に管理する体制の整備を義務付けるのは、競争関係に影響を与えるおそれのある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出することをより確実に防止するため、そのおそれがある状況が生じないようにするもの。
- このような観点から、以下のような措置を求めることが適当ではないか。（省令で規定する措置）

○競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれがあると考えられる状況

- 送配電事業者と発電・小売事業者等が執務室を共用・隣接している場合において、書類の持ち出し・閲覧、音漏れ等によって情報が流出
- 送配電事業者と発電・小売事業者等間で情報システムが共用されアクセス制限が不十分な場合に、送配電側のシステムにアクセスされ情報が流出
- 送配電事業者における情報管理が不十分（ずさん）な場合に、送配電業務に関する情報を誤って発電・小売事業者等に送付するなどにより情報が流出



競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれが生じないよう、以下の情報管理体制の整備を求めることが適当ではないか。

- ① 建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔離を担保し、入室制限等を行うこと
- ② 情報システムを発電・小売等と共有する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
- ③ 情報の適正な管理に係る規程の整備※1、情報管理責任者の設置※2、従業者の教育など、情報を安全に管理するために必要な措置を講じること

※ 1：情報の適正な管理に係る規程には、送配電業務に関する情報を発電・小売等に提供する際には適切に情報を符号化することや、漏えい時の対応などを含める。

※ 2：情報管理責任者には取締役等を充てることとする。

13

参考（第29回制度設計専門会合資料抜粋：
平成30年4月）

送配電事業者に求める体制整備等の内容②（業務の適切な監視）

- 託送供給等業務の実施状況の適切な監視のための体制整備については、差別的取扱いの有無等を自ら監視して是正するよう、以下の①～④を求めることが適当と考えられるのではないか。

○一般送配電事業者における業務の適切な監視をするための体制整備（案）

- ① 託送供給及び電力量調整供給の業務（以下、「託送供給等業務」という。）における発電・小売事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内容及び経緯を記録し保存すること
- ② 託送供給等業務の実施状況を監視する監視部門を別に置くこと
- ③ 監視部門が託送供給等業務の実施状況を監視すること
- ④ 監視部門がその監視結果を取締役会へ報告すること

※電気通信事業法においても、これと同等の措置を電気通信事業者に求めている。

<参考>

- 制度設計WGにおいては、一般送配電事業者に体制整備（法令遵守計画の策定・実施、法令遵守担当者による監視等）を法律上義務づけ、その遵守状況の公表を義務付けることについて議論されていた。
- EU指令においては、ITOに中立性確保のためのコンプライアンス・オフィサーの設置（いずれも規制機関による承認が必要。）が義務付けられている（21条）。

14

送配電事業者に求める体制整備等の内容③（その他の措置）

- その他の措置として、送配電事業者の中立性をより確実に確保する観点から、法令遵守計画を策定し、その計画を実施することを求めてはどうか。

○一般送配電事業者におけるその他適正な競争関係を確保する措置（案）

- 送配電事業の中立性確保のための法令遵守計画（内部規程の整備、従業者等の研修・管理、法令遵守担当者による監視、内部通報窓口の整備など）を策定し、その計画を実施すること

※法令遵守計画については、その効果を定期的に評価し、必要に応じて見直すことが望ましい。

＜参考＞

- ・ 制度設計WGにおいては、一般送配電事業者に体制整備（法令遵守計画の策定・実施、法令遵守担当者による監視等）を法律上義務づけ、その遵守状況の公表を義務付けることについて議論されていた。（なお、公表については、その後の法制化の検討の中で、電気通信事業法等を踏まえ、経済産業大臣に報告する仕組みとされた。）
- ・ EU指令においては、ITOに中立性確保のためのコンプライアンス・プログラムの策定・実施（規制機関による承認が必要。）が義務付けられている（21条）。

（参考）電気通信事業者に求められている体制整備

- 電気通信事業法においても、事業者のネットワーク部門の中立性を確保するための措置が規定されている。
(なお、電気通信事業法における設備部門とその他の部門との分離は機能分離であり法的分離（別会社化）ではない。)

○電気通信事業法における体制整備の概要

（1）設備部門の設置及び他の部門との間の隔離

- 電気通信設備の設置、管理、運営等の業務を行う専門の部門（以下「設備部門」という。）を設置すること。
- 設備部門の長は役員をもって充てること。
- 設備部門とその他の部門との間における兼職を禁ずること。
- 設備部門の業務の用に供する室とその他の室とを区分すること。

（2）厳格な情報遮断措置

- 接続の業務に関して知り得た情報（以下「接続関連情報」という。）を管理するため、次の要件が確保されたシステムを構築すること。
 - ・接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないこと。
 - ・接続関連情報の区分ごとにアクセス権限が設定されること。
 - ・接続関連情報を入手した者、入手した情報、日時を記録すること。
- 接続関連情報の取扱いについて遵守すべき規程を作成するとともに、当該規程を遵守させるための研修を実施すること。
- 設備部門の長を接続関連情報の管理責任者とし、当該部門における当該情報の取扱いを管理されること。

（3）実効的な監視の仕組み

- 電気通信設備と他の電気通信事業者の設備とを接続するために実施した手続の実施の経緯等を記録すること。
- 電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために、電気通信事業者内において実施した手続の実施の経緯等を記録すること。
- 接続の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を置き、以下を監視させること。
 - ・記録された手續の実施の経緯等が接続約款等に基づくものであるかどうか
 - ・接続関連情報の取扱いが適正であるかどうか
- 監視部門による監視の結果を、取締役会等に報告せること。

2022年度から導入する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る 行為規制の詳細についてとりまとめ（案）

2020年3月
電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法上、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）において、差別的取扱いの禁止、情報の目的外利用の禁止といった導管部門の中立性確保措置が講じられているところ、ガスシステム改革小委員会の報告書（2015年1月）において、導管部門の更なる中立性確保を求める意見が存在する旨の報告がされた。これを踏まえ制定された電気事業法等の一部を改正する等の法律（2015年6月17日成立）（以下「改正ガス事業法」という。）において、2022年度から導管規模等、政令で定める要件に該当する一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者）及び特定ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）の法的分離を行う（ガス導管事業とガス小売・ガス製造事業の兼業を禁止する。）とともに、あわせて、法的分離後のガス導管事業者とその特定関係事業者¹（以下「グループ内の小売・製造事業者等」という。）の人事・業務委託などに関する行為規制を導入することが規定された。

これらの行為規制については、その運用の詳細を省令で定めることとされているところ、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会に対し、行為規制の詳細その他必要と考えられる事項についての意見が求められた（2019年8月27日付）。電力・ガス取引監視等委員会は、その省令及びその他必要と考えられる事項について、法改正時の議論も踏まえて検討を進め、以下の通り結論を得た²。

I. ガス導管事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について

1. 情報の適正な管理のための体制整備等

改正ガス事業法においては、ガス導管事業者が以下の体制整備等を行うこととされている。

- (1) 情報を適正に管理するための体制の整備
- (2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
- (3) その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

その措置の具体的な内容について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることができる。

¹ 「特定関係事業者」の改正ガス事業法上の定義

① 特別一般ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）の子会社、親会社又は当該特別一般ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者又はガス製造事業者

② 当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められるもの

² 現状においては、特別特定ガス導管事業者の出現が想定されないことから、特別特定ガス導管事業者のみを対象とする行為規制の詳細については、検討対象外

(1) 情報を適正に管理するための体制の整備

ガス導管事業者は、導管業務に関する情報が小売・製造事業者（法的分離の対象とならないガス導管事業者においては当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門を含む。本項目において同じ。）等に流出することを適確に防止するため、以下①～⑤の措置を講じることとする。

- ①建物を小売・製造事業者等と共に用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
- ②情報システムを小売・製造事業者等と共に用する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
- ③情報の適正な管理に係る規程を整備すること
- ④情報管理責任者を設置すること
- ⑤取締役等及び従業者の研修を実施すること

(2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

ガス導管事業者は、自らの託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制整備として、以下①及び②の措置を講じることとする。

- ①託送供給の業務における小売・製造事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く。）の内容及び経緯を記録し保存すること
- ②託送供給の業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給の業務を行う部門と別に³置くこと

(3) その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

ガス導管事業者は、(1)・(2)に加えて、適正な競争関係を確保するため、以下①～③の措置を講じることとする。

- ①法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置すること
- ②託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること
- ③法令遵守責任者により監視を実施すること

※ (1) ①執務室の物理的隔絶及び②システムの論理的分割並びに (2) ②監視部門の設置については、ガスマーティー取付数30万個以上の一般ガス導管事業者及びガス供給に係る契約の総数が30万件以上の特定ガス導管事業者に対して法令に基づき義務付け、それ以外のガス導管事業者については、ガイドライン上の望ましい行為と位置付ける。

³「別に」とは、託送供給の業務の執行部門と別の指揮系統の下にあること及びグループ内の小売・製造事業者からの影響を受けないこと（兼職をしない等）をいう。

2. 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

改正ガス事業法においては、情報の目的外利用・提供の禁止や差別的取扱いの禁止に加えて、その他適正な競争関係を阻害する行為（省令で定めるもの）を禁止することとされている。

グループ内の小売・製造事業者等がガス導管事業者の信用力・ブランド力を活用してグループ内の小売・製造事業者の営業活動を有利にすることは、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものであり、本規定により、社名、商標、広告・宣伝等について一定の規制を行うべきと考えられる。具体的には、以下の規制を行うことが適当である。

(1) 社名

特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者については、お互いが同一視されるおそれのある社名を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

なお、特別一般ガス導管事業者が社名の一部にグループ名称（旧一般ガス事業者名等）を使用していても、その社名の中に導管事業者であることを示す文言を含む場合には、禁止される社名には該当しない。

(2) 商標

特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者については、お互いが同一視されるおそれのある商標を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

グループ内の小売・製造事業者がグループ商標を使用している場合において、特別一般ガス導管事業者が当該グループ商標を使用することについては、通常、「お互いが同一視されるおそれのある商標を用いること」に該当すると考えられ、禁止される。

ただし、以下の場合については、適正な競争関係を阻害しないと考えられることから、許容されることとする。

- ◆ 特別一般ガス導管事業者が、特別一般ガス導管事業者の独自商標と併せてグループ商標を用いる場合
- ◆ 例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板、マンホール等における目立たない刻印など、グループ内の小売・製造事業者の営業活動に効果があるとは考えられない場合（なお、法的分離以降、特別一般ガス導管事業者がこうしたものを新たに設置する場合には、グループ商標のみを用いないことを事業者に求めることとする。）

(3) 広告・宣伝等

ガス導管事業者が、グループ内の小売・製造事業者等（法的分離の対象とならないガス導管事業者においては当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門をいう。本項目において同じ。）の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うことは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

また、グループ内の小売・製造事業者等が、ガス導管事業者の信用力・ブランド力を利用して、グループ内の小売・製造事業を有利にする広告・宣伝等を行うことについても、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

3. 業務の受委託等に関する規律

(1) 例外として許容される業務委託の内容（導管 → 小売・製造等）

改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者等及びその子会社等⁴に導管業務を委託することを原則として禁止している。

その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

以下の①～③については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外とする。

① 以下ア～ウのいずれにも該当しない業務委託

ア 特別一般ガス導管事業者のみが知り得る非公開情報（小売・製造事業に影響を及ぼし得るもの）を取扱う業務の委託

イ 業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、小売・製造事業者の競争条件に影響を与えることができる業務の委託

ウ 合理的な理由がないにもかかわらず、公募をせずに実施する委託

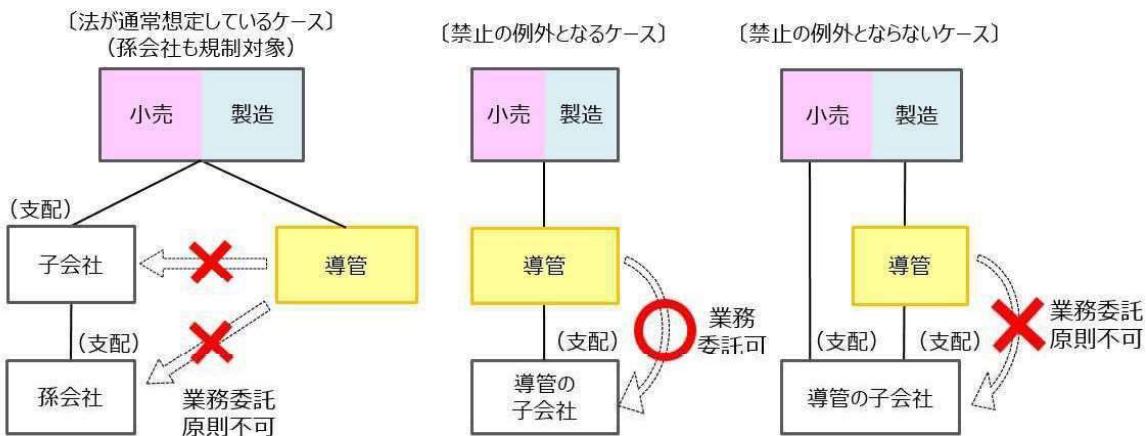
② 災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられる業務委託

③ 特別一般ガス導管事業者の子会社等（特別一般ガス導管事業者を通じての支配以外では、グループ内の小売・製造事業者の支配がない会社に限る。）への業務委託

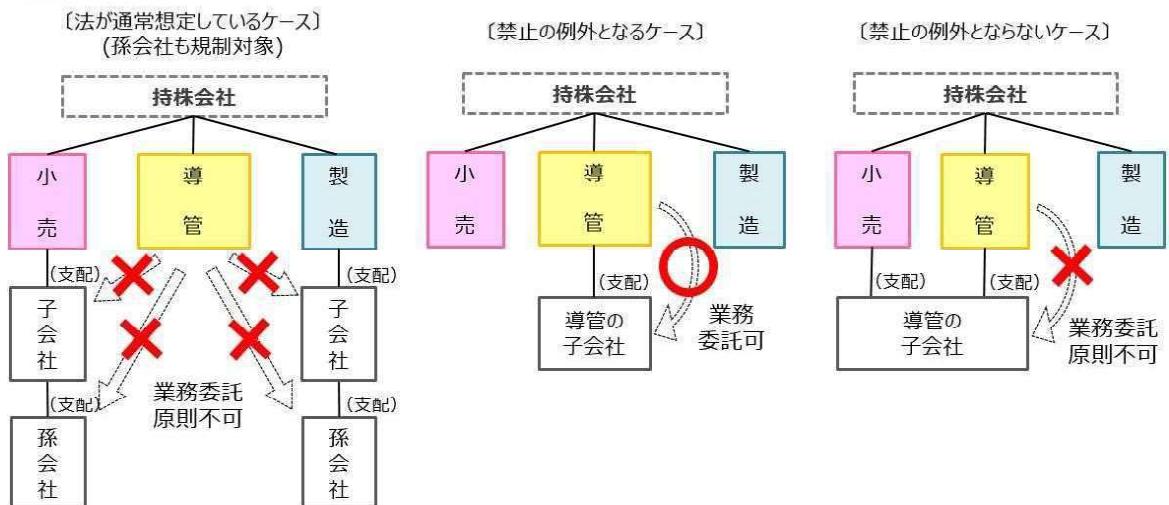
⁴「子会社等」の改正ガス事業法の定義は、会社法第二条第三号の二に規定する子会社等と同様。

【小売・製造事業者の子会社・孫会社への業務委託の取扱い】

○小売・製造親会社方式



○持株会社方式



(2) 例外として許容される業務受託の内容 (小売・製造 → 導管)

改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者から小売・製造業務を受託することを原則として禁止している。

それらの禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

以下①及び②については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止例外とする。

① 以下ア及びイのいずれにも該当しない業務受託

- ア 特別一般ガス導管事業者のみが知り得る情報や特別一般ガス導管事業の人的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する導管業務の実施を変更・調整するなどして受託した業務の成果を高めることができる業務

- イ 合理的な理由なくグループ内の小売・製造事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に不当に差を設けた業務
- ② 災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられる場合

(3) 公募せずに委託できる最終保障供給の業務

改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者が最終保障供給の業務を公募することなくグループ内の小売・製造事業者に委託することを、原則として禁止している。

その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることができる。

緊急の必要があり、かつ、公募実施までの間のみなど極めて短期な期間に限定した業務委託については、例外として公募しなくてもよいこととする。

4. グループ内での取引に関する規律

(1) 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準

改正ガス事業法においては、不適正な利益移転等を防止するため、特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等（特殊の関係のある者を含む。）との間の取引は「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」で行つてはならないこととされている。その具体的な判断基準は、以下とすることが適當である。

「通常の取引の条件」の判断基準は、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかとする。

なお、より具体的な判断基準を示すことについては、対象となる取引は多種多様であり、事前に類型化し具体的な基準を示すことは困難であるため、今後、事務局による監視や事業者からの相談等を通じて、整理が必要なケースが出てきた際に、あらためて議論することとする。

(2) 規制の対象となる特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」の範囲

本規制については、別会社との取引を利用した不適正な利益移転等（迂回取引）も防止する観点から、グループ内の小売・製造事業者等に加えて、特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」も規制の対象に含めることとされている。その具体的な範囲については省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適當である。

以下①及び②の者については、不適正な利益移転等に資する取引（迂回取引）に関するおそれがあることから、特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」として、本規制の対象とする。

① グループ内の小売・製造事業者等の子会社等及び関連会社⁵

② グループ内の小売・製造事業者等の主要株主⁶

5. 兼職（取締役等及び従業者）に関する規律

改正ガス事業法においては、以下の表のように特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との兼職規制が規定されている。その対象となる従業者の範囲（②及び③）や、禁止の例外（①及び④）について、省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

改正ガス事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者（グループ内の小売・製造等）		
		取締役等※2	重要な役割を担う従業者③	その他の従業者
特別一般ガス導管事業者	取締役等※1	原則禁止 (例外あり①)	原則禁止 (例外あり④)	禁止されない
	特別一般ガス導管等業務に従事する従業者②		禁止されない	禁止されない
	その他の従業者		禁止されない	禁止されない

①・④ ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合

② ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定める業務に従事する者

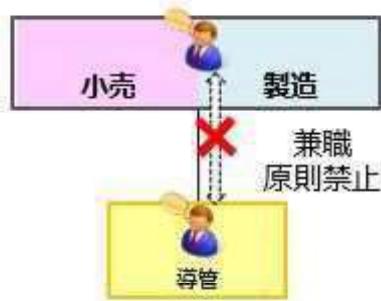
③ 小売事業・製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するものに従事する者など

※ 1 特別一般ガス導管事業者側における取締役等：取締役、執行役（委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。）

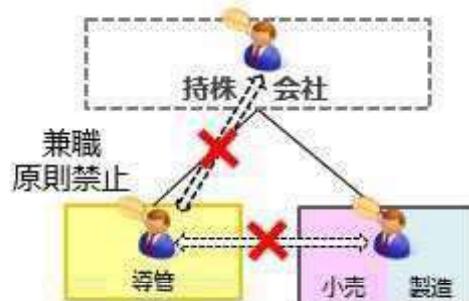
※ 2 グループ内の小売・製造等における取締役等：取締役、執行役、その他業務を執行する役員（組合における理事など。執行役員とは異なる。）

【取締役等の兼職規制】

○小売・製造親会社方式



○持株会社方式



⁵ 「関連会社」の定義は、会社法、会社計算規則による。

⁶ 「主要株主」の定義は、銀行法及び銀行法施行規則並びに金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令と同様。

(1) 取締役等の兼職禁止の例外（表①）

取締役等の兼職禁止の例外は、中立性阻害行為を誘発する兼職に該当しないことが確保されている場合とし、具体的には以下Ⅰ又はⅡの場合とする。

- I) 特別一般ガス導管事業者のポストにおいて、小売・製造事業に影響を及ぼし得る、導管が有する公表されていない情報（非公開情報）を知り得ず、かつ、小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に関与できないことが確保されている場合
- II) 小売・製造事業者等のポストにおいて、小売・製造事業の業務運営における重要な意思決定に関与できないことが確保されている場合

○「確保されている場合」とは、以下のような仕組みが講じられている場合をいう

特別一般ガス導管事業者のポスト（Ⅰ）の場合	小売・製造等のポスト（Ⅱ）の場合
<ul style="list-style-type: none">・社内規程等で、兼職者が非公開情報を入手すること、兼職者に非公開情報を提供することを禁止する・システム上、兼職者が非公開情報にアクセスできないようにする・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に関与することを禁止する・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する（議事録・動画・メール等の保存・確認等） 等	<ul style="list-style-type: none">・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する（オブザーバー等としての参加を含む）・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する（議事録・動画・メール等の保存・確認等） 等

(2) 兼職禁止の対象となる従業者の範囲（表②、③）

特別一般ガス導管事業者の従業者とグループ内の小売・製造事業者等との従業者の兼職についても、中立性阻害行為を誘発すると考えられる兼職が禁止されるよう、その規制対象を規定することが適当である。

こうしたことから、法で規定される特別一般ガス導管等業務に従事する従業者（表②）及び小売・製造事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）については、それぞれ以下のとおりとする。

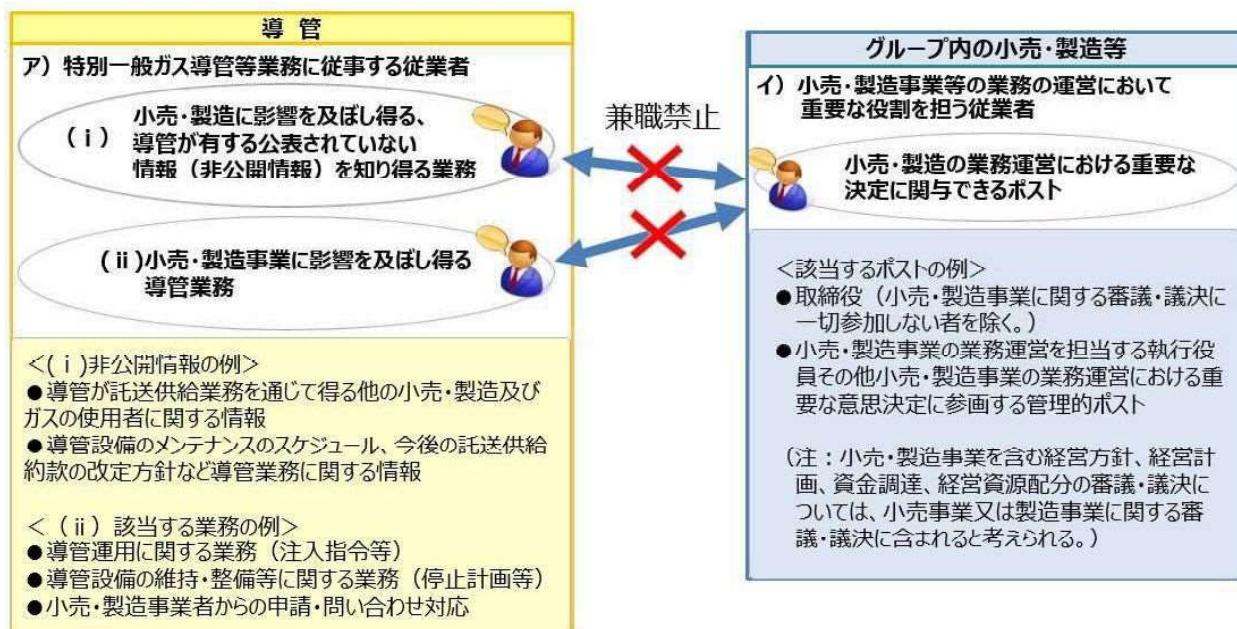
ア) 特別一般ガス導管等業務に従事する従業者（表②）

特別一般ガス導管事業者において、小売・製造に影響を及ぼし得る、ガス導管事業者が有する公表されていない情報（非公開情報）を知り得る業務に従事する従業者（i）及び小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に従事する従業者（ii）

イ) 小売・製造事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）

小売・製造事業者等において、小売・製造の事業運営における重要な決定に関与できるポストにある従業者

【従業者の兼職規制の範囲】



（3）事業者の説明責任について

特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等とを兼職する者がいる場合には、各事業者は以下のような事項を事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、対外的にも公表することが適当である。

＜特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が行う説明の内容の例＞

- ・全ての兼職者の業務内容、ポスト、必要性
- ・中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
- ・中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況（年一回程度） 等

II. その他必要と考えられる事項について

1. 人事交流について

改正ガス事業法は、2022年の法的分離後における特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との間の人事交流（出向、転籍等）を規制する規定を設けていないものの、特別一般ガス導管事業者の実質的な中立性を確保するため、以下のようにすることが適当である。

（1）「適正なガス取引についての指針」に規定する事項

特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との人事交流については、各社が自主的にその方針を検討し、適切に取り組むことが重要であることから、「適正なガス取引についての指針」を改定し、以下の事項を望ましい行為として規定する。

- ◆ 特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）との間での人事交流について、情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること
- ◆ 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）が、特別一般ガス導管事業者との間での人事交流について、特別一般ガス導管事業者における情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること

※ガス導管事業者の社内における部門間の人事交流に係る行動規範の作成については、既に「適正なガス取引についての指針」において規定されている。

（2）特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が策定する行動規範に含むことが望ましい事項

特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等は、法的分離までに、法的分離後の行動規範として、例えば、以下の措置を含む行動規範を策定することが望ましい。

①従業者の人事交流に関する措置（例）

情報の目的外利用をより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において小売・製造事業に参考になり得る非公開情報を知り得るポストに従事している者が、グループ内の小売・製造事業者等における非公開情報を活用できるポスト（小売の営業部門等）に直接異動する人事交流は行わないこと。

②取締役等の人事交流に関する措置（例）

情報の目的外利用に加え、差別的取扱いをより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において会社の業務執行を決定し中立性確保に責任を有する立場にある取締役及び執行役が、上記①に加えて、グループ内の小売・製造事業者等の取締役等に異動（一定期間を経過せずに当該ポストに就任することを含む。）する人事交流は行わないこと。

※改正ガス事業法に基づく禁止の例外とされた導管の取締役及び執行役について
は、本措置の対象とする必要はないと考えられる。

③透明性の確保のための措置（例）

特別一般ガス導管事業者において上記①又は②に該当する人事交流を行う場合には、その内容について、対外的に公表すること。

2. ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするための取組について

改正ガス事業法上、2022年の法的分離後においては、特別一般ガス導管事業者のグループ内の小売・製造事業者等が、当該ガス導管事業者に対し、情報の目的外利用や差別的取扱い等を要求・依頼することが行為規制上禁止されるところ、ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするため、法的分離の対象となることが想定されるガス事業者については、以下の事項に取り組むことが適当である。

2022年の法的分離に先立ち、カンパニー制等を導入の上、独立した企画部門・人事部門を設置するなど、小売・製造部門からは独立した中立的な導管事業会社の設立に向けた準備を段階的に進める。

ガス大手3者的小売経過措置料金規制に関する 検討について

第52回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和2年12月1日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 本件にかかる経緯とご議論いただきたい事項（1/2）

- 2017年4月のガス小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等において小売料金規制を存置することとしたものが経過措置料金規制であり、前記指定事由がなくなったと認める時は、当該規制を解除することとされている。

- 2015年～16年の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム小委員会において経過措置料金規制の指定基準・解除基準に係る議論が行われ、整理された基準は処分基準等として規定されている。当該基準に従い、旧一般ガスみなしガス小売事業者202者（2017年4月時点）のうち、現在経過措置料金規制が存置されている事業者は9者（※）である。

（※）東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、日本ガス（南平台、初山地区）、京葉ガス、京和ガス、熱海ガス、河内長野ガス、南海ガス（2020年10月30日時点）

- 旧一般ガスみなしガス小売事業者からは、ガス関係報告規則に基づき指定旧供給区域等の状況について報告がなされているところ、本年8月15日を期日として報告された内容によると、東京ガス、東邦ガス、大阪ガス（以下、「大手3者」とする）について、一部の解除基準を数字上は充足する状況が確認された。
- こうした状況を踏まえて、本年10月30日の総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会において、各社の解除基準充足状況等に関する議論が行われた。

1. 本件にかかる経緯とご議論いただきたい事項（2/2）

- 同小委員会では、各社が解除基準の一部（直近3年間のフロー競争状況及び他のガス小売事業者の販売量シェアに関するもの。4~10頁参照）を数字上は充足している状況を確認した上で、当該解除基準においては「他のガス小売事業者に十分な供給余力があること」という要件を併せて満たすことを必要としていることを受け、「十分な供給余力」に関する考え方の整理が行われた（11頁参照）。
- この点に関し、大手3者エリアで最大の販売シェアを有する新規参入者の供給力の確保状況については、足元の供給力の確保については特段問題ないことが確認された一方で、将来にわたって十分な供給余力を確保し得るかどうかについては、特に外部から調達する供給力について、新規参入者より懸念が示されたとした（12・13頁参照）。
- このため、同小委員会は、「他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含め、十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項」について当委員会に対して意見を聞くこととし、本年11月11日付けで経済産業大臣から当委員会に対して意見の求めがあった。
- 上記意見の求めに対する意見回答の検討については、本年11月18日の電力・ガス取引監視等委員会において、制度設計専門会合にて検討を行うこととされた。
- については、経済産業大臣から意見の求めのあったガス小売経過措置料金規制に係る供給区域の指定の解除に係る事項について、当委員会からの意見回答の内容をご議論頂きたい。

3

（参考）経過措置料金規制解除基準と趣旨

第28回電力・ガス基本政策小委員会（2020年10月30日）資料4より抜粋・一部追記

- 处分基準等においては、解除基準の具体的な内容が、次の①～④のいずれかに該当する場合として規定されているが、そのいずれかに該当する場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、解除を行わないものとされている。また、基準②と③には追加要件として「他のガス小売事業者に十分な供給余力があること」が必要とされている（11頁参照）。

経過措置料金規制解除基準	趣旨
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	✓ 独占禁止法においては、市場シェアが50%超であることが「独占的状態」の要件の1つ。 ✓ 市場シェア（都市ガス利用率）が50%以下である場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
②直近3年間のフロー競争状況	✓ 旧一般ガスみなしガス小売事業者の獲得件数の半数以上を、他燃料事業者・他ガス小売事業者が獲得している場合には、十分な競争圧力が働いているものと考えられる。 ✓ 直近の競争状況を正しく評価する観点から、直近3年間の合計ベースで判断。 ✓ 原因が他のガス小売事業者を採用した新築物件の件数又は他のガス小売事業者に切り替えた既築物件の件数である場合には、小口需要家の小売自由化にかかる認知度が50%以上であること及び <u>当該他の小売事業者に十分な供給余力があること</u> が必要。
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	✓ 公正取引委員会が公表している主要な企業結合事例では、シェア10%以上の競争者が存在し、かつ当該競争者に <u>十分な供給余力がある場合</u> には、当該競争者は有力な競争者であり、企業結合を行おうとする者に対する牽制力として機能すると評価されていることが一般的。 ✓ したがって、 <u>他のガス小売事業者の販売量シェアが10%を超え、かつ十分な供給余力がある場合</u> には、他のガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	✓ 小売料金の低下が継続的に進んでいる場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者からの十分な競争圧力が働いている可能性が高い。 ✓ 多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることとなり、指定旧供給区域等小売供給約款に基づく料金メニューで供給を受ける需要家が限定的となっている場合には、経過措置料金規制を課す必要性が乏しいと考えられる。

4

(参考) 指定解除基準（「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二条第一項及び第二十八条第一項の経済産業大臣の指定にかかる処分基準等」から抜粋）

第3 改正法附則第22条第2項の経済産業大臣の指定の解除

改正法附則第22条第2項の経済産業大臣の指定の解除については、同項に解除の基準が定められているところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合とする。

ただし、次のいずれかの場合に該当する場合であっても、当該指定旧供給区域等に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が（1）の場合に該当させることを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより（1）の場合に該当する場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該解除を行わないものとする。

（1）改正法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日（平成29年4月1日）以後における他のガス小売事業者との競争関係も踏まえ、第1（1）①若しくは②又は第1（2）①若しくは②のいずれかに該当しなくなった場合（注：指定基準に該当しなくなつた場合）。ただし、第1（1）②又は第1（2）②に該当しなくなつた原因が他のガス小売事業者によるガスの供給を採用した新築物件の件数又は他のガス小売事業者によるガスの供給に切り替えた既築物件の件数である場合にあっては、①当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があること及び②当該指定旧供給区域等の小口需要におけるガスの小売全面自由化に係る認知度が100分の50以上であること。

（2）以下の評価式を満たす場合であって、他のガス小売事業者に十分な供給余力があること。

$$A / B \geq 0.1$$

A：直近1年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る他のガス小売事業者によるガス販売量

B：直近1年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る総ガス販売量

（3）①当該指定旧供給区域等における直近3年間の小口需要（旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給を採用するものに限る。以下この（3）において同じ。）に係る小売料金の平均単価が連続して下落していること及び②当該旧一般ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件でガスの供給を受ける小口需要の直近の件数が当該指定旧供給区域等において指定旧供給区域等小売供給約款に基づいてガスの供給を受ける小口需要の直近の件数と同等以上であること。

第28回電力・ガス基本政策小委員会
(2020年10月30日)資料4より抜粋

(参考) 解除基準の充足状況 ①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下

- 本基準は、直近の当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の家庭用調定件数を直近の旧供給区域世帯数で除して算出した値が50%以下であるかどうかで判断を行う。
- 各社とも本基準は満たしていない。

各社の状況

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
都市ガス利用率（※）	64.6%	62.4%	56.2%
（参考） 経過措置料金規制を課した際の都市ガス利用率	75.8%	76.9%	66.1%

（※）家庭用調定件数（万件）/旧供給区域内一般世帯数（万件）×100 で計算

2020年3月時点

(参考) 解除基準の充足状況 ②直近3年間のフロー競争状況

第28回電力・ガス基本政策小委員会
(2020年10月30日)資料4より抜粋

- 本基準は、小口需要(※1)に係る新築・既築物件について、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による都市ガス供給採用件数×1/2≤当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数を満たすかどうかで判断を行う。
- また、上記の式を満たすことに加えて、小口需要におけるガスの小売全面自由化に係る認知度が50%以上であること及び他の小売事業者に十分な供給余力があることが必要である。
- 各社とも、上記式を満たし、かつ認知度が50%以上であるが、十分な供給余力があることについては後述する。

※1 小口需要とは年間使用量10万m³未満の需要をいう。

各社の状況		※2020年3月時点	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
左辺 (=②)	① 旧一般ガスみなし小売事業者による都市ガス供給採用件数		67万件	36万件	15万件
	② ①×1/2		33.5万件	18万件	7.5万件
右辺 (=③/④×⑤)	③ 0.5(※2) ※2 指定を行わない場合の都市ガス利用率の上限値である50%を意味する。				
	④ 都市ガス利用率		64.6%	62.4%	56.2%
	⑤ 他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数		167万件	117万件	38万件
	右辺と左辺の大小関係		左辺≤右辺 (33.5万≤129万)	左辺≤右辺 (18万≤94万)	左辺≤右辺 (7.5万≤34万)
小売全面自由化に係る認知度			東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
			83.6%	84.9%	81.2%

出典 令和元年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等委託事業(ガス小売全面自由化広報フォーランプ調査) 報告書

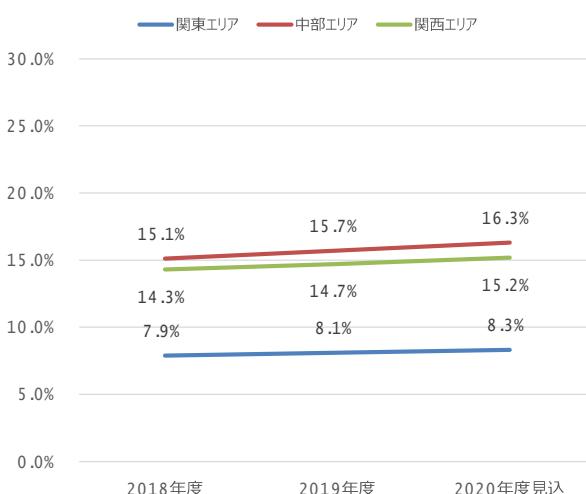
7

(参考) 他燃料との競合状況

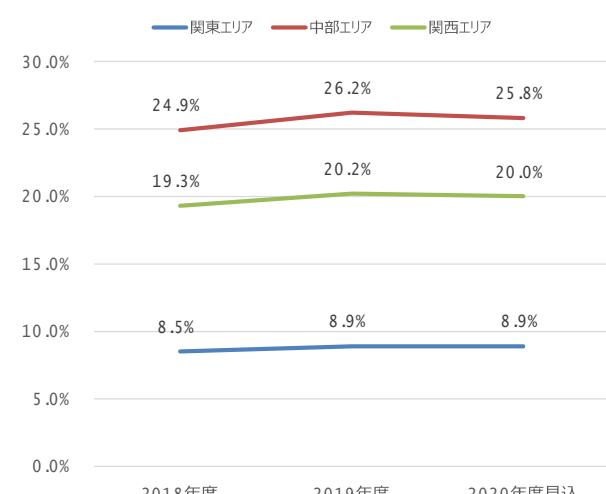
第28回電力・ガス基本政策小委員会
(2020年10月30日)資料4より抜粋

- 都市ガスは、電気と比較してオール電化、LPGガス、灯油等他のエネルギーとの代替可能性が大きい。
- 例えば、オール電化については、ストック指標であるオール電化普及率(※1)は関東、中部、関西の各エリアにおいて微増傾向にあり、フロー指標である新築住宅におけるオール電化率(※2)は、オール電化普及率に比して高水準で推移している。

オール電化普及率の推移



オール電化率の推移



(※1) オール電化普及率：住宅ストック数に対するオール電化ストック数の比率(ストック)
(※2) オール電化率：新築着工住宅数に対する新築オール電化住宅数の比率(フロー)

出典：株式会社富士経済『2020年版 住宅マーケット別建築・機器・サービス市場調査』

8

(参考) 解除基準の充足状況 ③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上

- 本基準は、直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があるかどうか、で判断を行う。
- 各社とも、指定旧における他のガス小売事業者の販売量シェアは10%以上となっているが、十分な供給余力があることについては後述する。

指定旧における直近1年間(※)の小口需要に係る他のガス小売事業者の販売量シェア(※) 2019.4.1~2020.3.31

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
他のガス小売事業者の販売量シェア	11.9%	13.2%	10.8%

※東京ガス、大阪ガス、東邦ガスそれぞれの指定旧においてガス小売事業を営むガス小売事業者に対して、ガス事業法に基づく報告徴収を実施して集計

各社の指定旧に参入しているガス小売事業者一覧(2020年3月末時点)

東京ガスエリア

・東京瓦斯株式会社	・株式会社ファミリーネット・ジャパン
・東京電力エナジー・パートナー株式会社	・日本ファシリティ・ソリューション株式会社
・三愛石油株式会社	・H T B エナジー株式会社
・ENEOS株式会社	・イーレックス株式会社
・日本瓦斯株式会社	・中央電力株式会社
・東彩瓦斯株式会社	・株式会社CD エナジーダイレクト
・東日本ガス株式会社	・エネックス株式会社
・新日本瓦斯株式会社	・株式会社P'nt
・北日本ガス株式会社	・エフピットコミュニケーションズ株式会社
・河原実業株式会社	・アストマックス・トレーディング株式会社
・レモンガス株式会社	・株式会社イーエムアイ
・東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	・日東エネルギー株式会社
・株式会社サイサン	・株式会社アースインフィニティ
・株式会社ガスバル	・株式会社グローバルエンジニアリング

大阪ガスエリア

・大阪瓦斯株式会社
・関西電力株式会社
・東京電力エナジー・パートナー株式会社
・三愛石油株式会社
・岩谷産業株式会社
・伊丹産業株式会社
・株式会社ガスバル
・株式会社アミリーネット・ジャパン
・株式会社エフピットコミュニケーションズ株式会社
・近畿エア・ウォーター株式会社
・イーレックス株式会社
・株式会社関電エネルギー・ソリューション
・エフピットコミュニケーションズ株式会社
・株式会社イーエムアイ
・株式会社アースインフィニティ
・テプロカスタマーサービス株式会社
・株式会社グローバルエンジニアリング

東邦ガスエリア

・東邦瓦斯株式会社
・東京電力エナジー・パートナー株式会社
・中部電力ミライズ株式会社
・株式会社サイサン
・株式会社ガスバル
・株式会社アミリーネット・ジャパン
・イーレックス株式会社
・エフピットコミュニケーションズ株式会社
・株式会社イーエムアイ
・テプロカスタマーサービス株式会社
・株式会社グローバルエンジニアリング
・T & T エナジー株式会社
・東京エナジー・ライアンス株式会社

(参考) 解除基準の充足状況 ④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数

- 本基準は、小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数≤自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数を満たすかどうか、で判断を行う。
- なお、小口需要に係る小売料金の平均単価(※1)について、ガス販売量は気温等の影響により変動するが、平均単価はガス販売量の増加に伴って低下する傾向であるため、例えば、前年に比べて暖冬である等の事情があった場合はガス販売量が低下し、平均単価が上昇する可能性がある。
- 各社とも、本基準は満たしていない。

※1 原料費や公租公課などの外生的要因による平均単価の変動分は捨象することとしている。

各社の状況

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
大小関係	経過措置料金件数>自由料金件数	経過措置料金件数>自由料金件数	経過措置料金件数<自由料金件数
直近3年間の小口需要に係る小売料金の平均単価が連続して下落	—(※2)	—(※2)	満たさず

※2 「自由料金メニューによる契約件数≤指定旧供給区域等小売供給約款による契約件数」が成立しない場合は、報告の義務がない。

2020年3月時点

(参考) 十分な供給余力について（総論）

第28回電力・ガス基本政策小委員会
(2020年10月30日)資料4より抜粋

- 「十分な供給余力」は、指定旧における他のガス小売事業者が自社の小売供給の用に供することができるが十分でない場合（例：製造設備の休廃止によって将来的に供給区域内の余剰供給力が減少）には、旧一般ガスのみなしガス小売事業者が値上げ等を行ったとしても全ての需要脱落までは起きないと見込む可能性が理論的に存在し、競争圧力が十分に機能しない可能性があることから設けられた条件である。
- 一般的に、事業者が追加的に都市ガスの供給力を確保しようとする場合、自社設備の建設に加えて、ガス受託製造約款に基づくガス受託製造を依頼する、ガス製造に必要な設備を有する事業者に対して熱量調整や付臭等の業務を相対で依頼する、他者から相対で必要なガス卸供給を受ける、等の方法が考えられる。
- そこで、十分な供給余力が要件として規定された趣旨を踏まえつつ、その有無は、例えば以下の2つの視点を考慮して総合的に判断することとしてはどうか。

A) 他のガス小売事業者が自ら確保する供給力が十分か

- 獲得する需要を満たす十分な製造設備の余力を現有しているかどうか
- 製造設備の増強・拡大を予定しているかどうか 等

B) 他のガス小売事業者が外部から調達する供給力が十分か

- 他のガス製造事業者から、必要な受託製造（受託製造約款に基づく受託製造）を受けられるかどうか
- 必要な熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務が積極的に受託されるかどうか
- 他者から積極的に必要なガスの卸供給を受けられるかどうか 等

11

(参考) 十分な供給余力について（供給力確保義務との関係）

第28回電力・ガス基本政策小委員会
(2020年10月30日)資料4より抜粋

- 気温等の変化によって変動し得るその需要家の需要に見合った十分な供給能力を確保することにより、需要家保護に万全を期すという趣旨から、ガス事業法に基づき、ガス小売事業者には供給力確保義務が課されているところであり、需要の上振れ等の可能性に対応するため、一定の供給予備力を確保することが適当。
- この供給力確保義務が中長期的に履行され得るか否かについては、ガス小売事業者がガス事業法に基づき届け出る供給計画において確認しているが、具体的には、最大ガス需要（※1）が見込まれる時間帯における当該最大ガス需要の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを確認することとしている。
- 大手3者の指定旧において最大の販売量シェアを有する新規参入者の供給力の確保状況を、届け出られた供給計画に基づいて確認したところ、**2020年度から2024年度までの期間において、最大ガス需要見込みに応じるための十分な供給能力（※2）を確保できる見通しであることが確認できた。**

※1 当面見込まれる小売供給の相手方のガスの需要の最大値のこと。

※2 自社ガス製造設備のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるもの及び他事業者からの購入量の合計値を基礎として判断

（小売）第5表 年度別ピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画							
地区名等	年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	事業者名 :			
				年度	年度	年度	年度
A	自家ガス発生量						
	他事業者からの購入量						
	最大ガス需要見込み						
B	自家ガス発生量						
	他事業者からの購入量						
	最大ガス需要見込み						
C	自家ガス発生量						
	他事業者からの購入量						
	最大ガス需要見込み						

最大ガス需要見込みに応じるための、十分な自家ガス発生量及び他事業者からの購入量があるか

出典：ガス事業法施行規則様式第15

12

(参考) 十分な供給余力について（他のガス小売事業者へのヒアリング結果）

第28回電力・ガス基本政策小委員会
(2020年10月30日)資料4より抜粋

- 大手3者の指定旧において最大の販売量シェアを有する新規参入者に対しその供給力の確保状況についてヒアリングを実施したところ、需要に応じた供給力確保の見込みがあり、**足元の供給力の確保については特段問題ないことが確認できた。**
- 他方で、将来にわたって十分な供給余力を確保し得るかどうかについては、特に外部から調達する供給力に
関し、**受託製造約款外の委託熱調契約**（※）や**都市ガス卸契約**を相対交渉により引き続き締結できるかどうか等について懸念が示された。（※）ガス事業法に基づく受託製造は、液化ガス貯蔵設備及びガス発生設備を用いて行うガスの製造をいい、熱量調整や付臭のみを行う場合は受託製造約款外での相対交渉となる。
- 他のガス小売事業者に十分な供給余力があるかどうかについては、この懸念に関して、**外部から調達する供給力に関する事項や、新規参入者自らが保有又は増強する製造設備の余力等**を考慮しつつ検討を深めることが必要と考えられる。
- この点、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含め、十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項について、電力・ガス取引監視等委員会に対して、意見を聞くこととしてはどうか。

ヒアリング結果		
A社	現状認識	・ 現状相対での委託熱調契約を利用できており、 足元の供給力については心配はない。
	懸念事項	・ 相対交渉を行い、旧一般ガス事業者の余力の範囲での委託熱調契約を締結しているが、今後これが更新されない場合、供給力が不足する懸念がある。 ・ 供給余力があるエリアから供給力が不足するエリアへの振替供給が実施できれば供給力不足解消に寄与する。
B社	現状認識	・ 設備余力等を考慮すれば、直近では供給力が不足することは見込まれない。
	懸念事項	・ 需要が短期間でスイッチされた場合、 基地利用や都市ガス卸の相対交渉を実施するが、相対交渉がうまくいかない。
C社	現状認識	・ 現状相対での委託熱調契約を利用できており、 足元の供給力については心配はない。
	懸念事項	・ 振替供給を利用して供給しているエリアが存するが、振替上限量に達してしまった場合、当該エリアへの販売活動が停滞する懸念がある。 ・ 現状、エリアで唯一ガス製造設備を有する旧一般ガス事業者との相対交渉により委託熱調契約を締結しているが、当該契約が締結できなくなった場合、供給力が確保できなくなる懸念がある。

3

(参考) 今後の検討の進め方

第28回電力・ガス基本政策小委員会
(2020年10月30日)資料4より抜粋

- 各社の基準達成状況を整理すると下図のとおり。
- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、以下①～④の解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、「**適正な競争関係が確保されていると認められない**」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断することとしているところ。
- 次回以降の本委員会において、前頁の電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取結果や、パブリックコメントの結果を踏まえて、解除して差し支えないかどうかを総合的に判断することとしてはどうか。
- なお、仮に経過措置料金規制が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間は**特別な事後監視**を実施し、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図っていく。

各社の状況まとめ

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率 が50%以下	×	×	×
②直近3年間のフロー競争状況	△（※）	△（※）	△（※）
③他のガス小売事業者の販売量 シェアが10%以上	△（※）	△（※）	△（※）
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経 過措置料金件数と自由料金件数	×	×	×

（※）他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる場合には、基準を満たす。

14

2. 基本的な考え方

- これまでにガス小売経過措置料金の指定が行われなかった、又は指定解除が行われた旧一般ガス事業者は、いずれも他燃料（オール電化・LPガス等）との競争により要件を満たしたものであった。今回検討対象となっている3者は、新規参入した他のガス小売事業者との競合により指定解除の要件を満たす初めてのケース。
- ガスの卸取引については電力と異なり卸取引市場が開設されていない状況も踏まえると、他のガス小売事業者に「十分な供給余力」があると判断するためには、将来にわたり、外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できるための環境整備が必要ではないか。**

(参考) これまで経過措置指定が行われない又は指定解除されたガス小売事業者の状況

■ 2017年4月のガス小売全面自由化の時点で経過措置指定がなされなかつた事業者：194者

家庭部門でのガス小売事業者の新規参入が行われていない段階で、他燃料（オール電化・LPガス等）との競争により、都市ガス利用率50%以下である等の指定基準を満たさなかつたことによるもの。

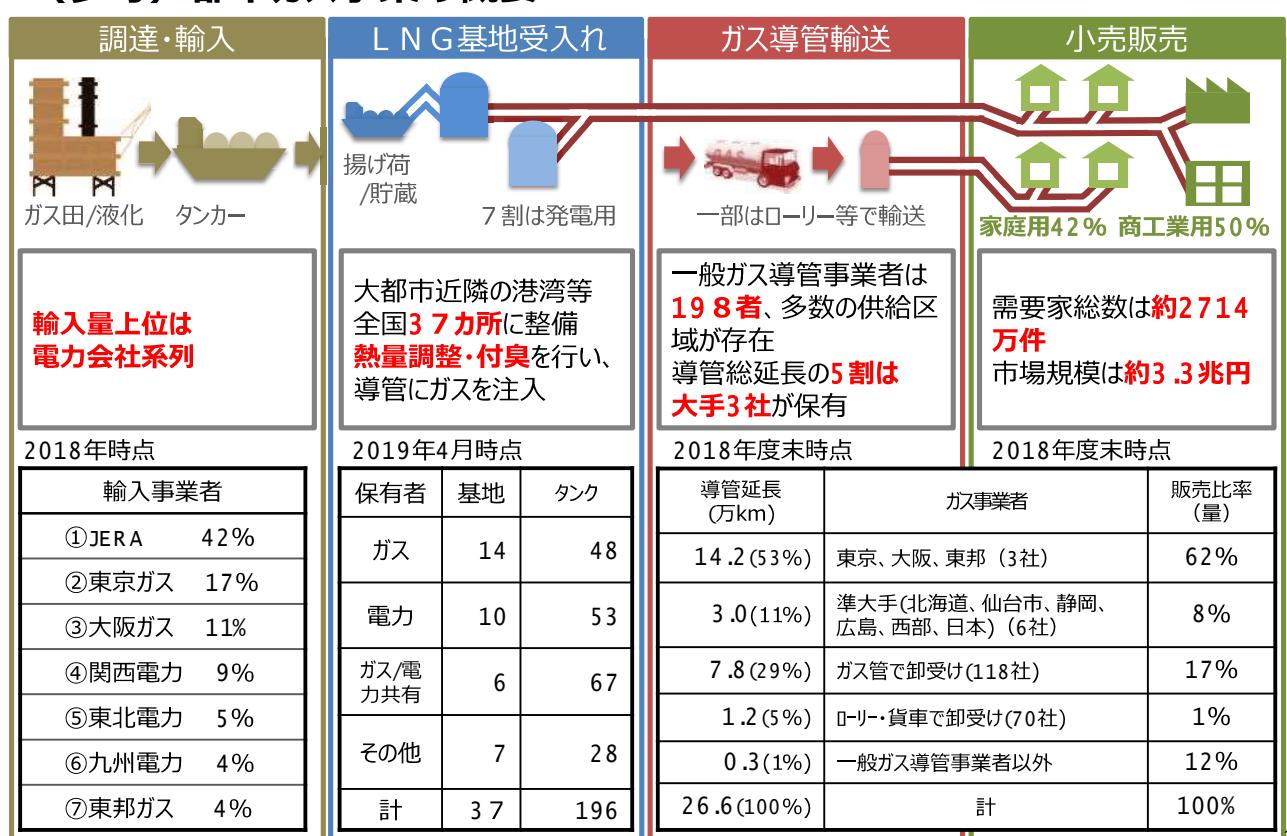
■ 経過措置指定後、解除基準を満たし指定解除された事業者：3者

2018年3月に、仙南ガス、浜田ガス、工コアの3者が、解除基準①の都市ガス利用率50%以下（5頁参照）を満たし指定解除が行われた。これらのエリアには、他の都市ガス事業者の参入はなく、他燃料との競争により指定解除基準を満たしたことによるもの。

15

(参考) 都市ガス事業の概要

第3回電取委検証専門会合
(2020年10月27日)資料3より抜粋



16

(参考) ガス卸取引所が開設されていない背景

- 第3回ガス事業制度検討WG（2018年11月）においてガス卸取引の活性化策が検討され、相対取引と取引所取引の比較が行われたが、（i）導管網が全国を網羅していないため、地域的に分断された市場となること（ii）事業者の数が限定的であり入札を十分に確保できないことから、まずは相対取引活性化を優先して制度設計を進めることになった。
- ガス事業制度検討WGのその後の議論において、相対取引活性化策として、スタートアップ卸（22～25頁参照）が旧一ガス9社の自主的取組として今年度から開始されることとなった。

相対取引と取引所取引

第3回ガス事業制度検討WG
(2018年11月29日)資料3より抜粋

- 卸取引の活性化策に向けては、大きな方向性として下記2点が考えられる。
(A) 卸元事業者と新規参入者の相対取引を円滑にする仕組みを講ずること
(B) 卸電力取引所のようなガスの卸取引所などでの市場価格による取引を可能にする仕組みを講ずること
- 経済論理的には、(B)により市場において需給に基づく公正な価格が形成され、それに基づく卸取引が自由に行われることが望ましいとも考えられるものの、現時点では以下の理由から、まずは(A)を優先して制度設計を進めることとしてはどうか。
(i) ガス導管は送配電網のように全国を網羅していないため、導管の状況を踏まえながら市場範囲を細かく設定せざるを得ず、卸元事業者の数が限定的となり売り入札が十分に確保できない可能性が高いこと
(ii) 市場を利用する小売事業者の数も電気事業ほどには多くないため、特に小売参入者の少ない地域においては、買い入札も期待できないこと

3. ガス受託製造・相対卸について必要な事項（1/2）

- 新規参入者の供給力について、エネ庁と監視等委員会事務局が共同でヒアリングしたところ、大手3者との間で、受託製造約款外の委託熱調契約（※）や都市ガス卸契約を引き続き締結できるかどうか等について懸念が示された。

（※）ガス事業法に基づく受託製造は、液化ガス貯蔵設備及びガス発生設備を用いて行うガスの製造をいい、熱量調整や付臭のみを行う場合は受託製造約款外での相対交渉となる。

■新規参入者からのヒアリング結果（再掲）

ヒアリング結果		
A社	現状認識	・現状相対での委託熱調契約を利用できており、 足元の供給力については心配はない。
	懸念事項	・相対交渉を行い、旧一般ガス事業者の余力の範囲での委託熱調契約を締結しているが、今後これが更新されない場合、 供給力が不足する懸念 がある。 ・供給余力があるエリアから供給力が不足するエリアへの振替供給（※）が実施できれば供給力不足解消に寄与する。
B社	現状認識	・設備余力等を考慮すれば、 直近では供給力が不足することは見込まれない。
	懸念事項	・需要が短期間にスイッチされた場合、 基地利用や都市ガス卸の相対交渉を実施するが、相対交渉がうまくいくか不明。
C社	現状認識	・現状相対での委託熱調契約を利用できており、 足元の供給力については心配はない。
	懸念事項	・振替供給（※）を利用して供給しているエリアが存するが、 振替上限量に達してしまった場合、当該エリアへの販売活動が停滞する懸念 がある。 ・現状、エリアで唯一ガス製造設備を有する旧一般ガス事業者との相対交渉により委託熱調契約を締結しているが、 当該契約が締結できなくなった場合、供給力が確保できなくなる懸念 がある。

（※）現行の振替供給制度については、資源エネルギー庁第14回ガス事業制度WG（2020年10月20日）での検証・議論の結果、見直しに向けて検討されることになった。

3. ガス受託製造・相対卸について必要な事項（2/2）

- 前頁の状況を踏まえれば、大手3者エリアにおいて、他のガス事業者に将来にわたって十分な供給余力があると判断するには、大手3者が新規参入者の求めに応じ、受託製造（約款外の熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む）や相対卸を積極的に行うことを担保することが必要と考えられるのではないか。
- このため、経過措置料金を解除するためには、大手3者が、受託製造や相対卸に積極的に取り組むことのコミットメントを行うことが必要ではないか。

＜コミットメント案＞

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の依頼があった場合には設備余力がないなどの理由がない限りは積極的に受託すること。また、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその継続を希望する場合には、供給の継続に向けて誠実に協議を行い対応すること。
- ガスの卸供給について、他のガス事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、積極的にこれを行うこと。

19

（参考）適正なガス取引についての指針上の記載

- なお、「適正なガス取引についての指針」においては、受託製造や相対卸に積極的に取り組むことが、望ましい行為として定められている。

【適正なガス取引についての指針から抜粋】

- ✓ ガス導管事業者やガス製造事業者等の熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しない事業者からの求めに応じて（数量繰越の対象となるガスの製造のために求める場合も含まれる。）、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。
(Ⅲ製造分野における適正なガス取引の在り方 2(2)-ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為)
- ✓ 適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、LNGや小売供給のための原料となるガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガスの卸供給を行うことが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。
(Ⅱ卸売分野における適正なガス取引の在り方 2-ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為)

20

4. 経過措置料金解除後の適正な競争関係の確保について必要な事項（1/5）

- 経過措置料金の解除にあたり、解除後においても、適正な競争関係が確保されることが必要。
- 今回、解除対象として検討されている3エリアの競争状況をみると、都市ガス事業への新規参入者によるシェアが合計10%以上となるなど一定の競争の進展が見られる。他方で、当該3エリアについては、新規参入した他のガス小売事業者との競合により指定解除の要件を満たす初めてのケースであり、大手3者の都市ガス利用率が50%を超えている状況も踏まえれば、新規参入するガス事業者との間で、将来にわたって適正な競争関係が確保されるかについて慎重な検討が必要である。
- これら3エリアにおける新規参入については、自らガス製造設備を有しているケースや、受託製造による調達を行うケースに加え、ワンタッチ卸等の卸供給によりガス調達を行うケースがあるが、自らガス製造設備を有する事業者や、受託製造による調達を行うことのできる事業者は現状各エリアとも1社に限られる。
- このような状況において、経過措置料金を解除した場合、適正な競争関係が阻害される具体的なケースとして、川下のみならず川上においても市場支配的地位にある大手事業者が、製造されたガスにつき自社小売部門での販売に供する場合に比して不利な条件・価格で他社へ卸供給を行い（自社小売部門の優遇）、当該小売部門がそれをを利用して小売市場で安価な販売を行って競争者を排除する等の競争制限的行為を行えば、他のガス小売事業者の供給余力を減殺し、ガス市場における競争を停滞・後退させるおそれがある。

21

4. 経過措置料金解除後の適正な競争関係の確保について必要な事項（2/5）

- このため、これら3エリアについて、将来にわたって他のガス小売事業者との間で適正な競争関係が確保され、経過措置料金を解除できると判断するためには、大手3者が、新規参入者への卸取引を内外無差別に行うことを実質的に担保することが必要と言えるのではないか。
- この点に関し、大手3者を含む旧一般ガス事業者9者は、ガスシステム改革の目的に資するため、事業者の新規参入支援を目的とした「スタートアップ卸」を、自主的取組として今年度より開始している。同取組においては、新規参入者が、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を需要毎に確保できる価格水準で、都市ガスを調達できる環境が必要であるとの考え方を踏まえ、卸価格の設定に当たっては、旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉することとなっている。
- 上記の「スタートアップ卸」が実効的に機能し、これを利用した新規参入が進むことなれば、ガス製造設備を有さない新規参入者の供給力確保に資すると考えられるとともに、経過措置料金の解除後に、仮に大手ガス事業者が小売料金の引き下げにより競争者を市場から排除しようとするような場合でも、新規参入者への卸価格も同様に引き下げる必要があるため、経過措置料金解除後の競争制限的行為が抑止される効果も期待されるのではないか。

22

(参考) 相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容①

- これまでに御議論いただいた相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容は次のとおり。卸元事業者にはこれらの内容で、2019年7月までの利用受付開始、2020年3月までの卸供給開始に取り組んでもらうこととしてはどうか。

趣旨

- ガスシステム改革の目的たる「安定供給」「ガス料金の最大限抑制」「メニューの多様化と事業機会の拡大」「ガスの利用拡大」に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための、都市ガスの卸供給促進

位置付け

- 「適正なガス取引についての指針」の積極的なガスの卸供給に関する記載を踏まえた、旧一般ガス事業者の自主的取組

開始目標

- 2019年7月までの利用受付開始、2020年3月までの卸供給開始

対象区域

- 第1グループ（東京ガス、東邦ガス、大阪ガス）及び第2グループ（北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、西部ガス、日本ガス（鹿児島））の旧一般ガス事業者の供給区域

卸元事業者

- 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者

利用事業者

- 対象区域においてガス小売事業に新規参入しようとする又は参入した事業者であって、下記の事業者を除くもの。
 - ガス発生設備を保有する事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
 - 今回の取組に係る供給区域（当該供給区域に導管で接続された供給区域を含む。）における、卸供給契約期間前の直近1年間の需要規模が7,000万m³以上のガス小売事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
 - 自主的取組の利用事業者の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
- ガス発生設備を保有することとなった利用事業者又はそのグループ会社は、当該ガス発生設備の営業運転開始まで本取組を利用可能とする。
- 本取組の利用開始後に需要規模が7,000万m³/年を超えた利用事業者は、次の契約更新の時点まで本取組を利用可能とする。

23

(参考) 相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容②

- スタートアップ卸の全容の続き。

卸供給の形態

- ワンタッチ卸による需要場所の需要の全量供給

契約期間

- 1年間（更新可能）
- 契約期間中であっても、卸価格の変動（原料費調整に相当する価格変更）・改定（変動以外の理由による価格変更）や利用上限量内での追加調達は、契約内容に隨時反映される。

卸価格の設定

- 需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費」を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する。
- 一定経費には、①ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費、②小売供給契約締結後的小売供給の実務に要する費用、③ガス小売事業に係る広告宣伝費が、託送料金を下回らない範囲で計上される。
- 上限卸価格表の算定根拠の時点は、当該表の設定時の直近年度とする。

卸価格の改定

- 卸価格の値上げ予告は、値上げの3ヶ月以上前に卸元事業者から利用事業者へ行う。
- 卸価格の値下げ予告は、上限卸価格の算定要素となる小売料金と卸価格の値下げが連動する場合、値下げの事前に卸元事業者から利用事業者へ行い、小売料金と卸価格の値下げタイミングを一致させる。

卸価格の確認

- 卸価格の水準は原則非公表とする。
- 上限卸価格の水準・算定根拠の確認、上限卸価格と個別卸価格の比較といった卸価格関連の状況確認等は、p.15の段取りで資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会が実施する。

24

(参考) 相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容③

第7回ガス事業制度検討WG
(2019年3月28日)資料3より抜粋・一部追記

- スタートアップ卸の全容の続き。

利用上限量

- 利用事業者ごとに、第1グループの供給区域では100万m³/年、第2グループの供給区域では50万m³/年

卸元事業者内の情報管理

- 各卸元事業者には下記3点の情報管理策を最低限として求めつつ、より適切な情報管理体制の構築に向けては、今後の電力・ガス取引監視等委員会での議論の動向を注視する。
 - ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。
 - ②卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者のみに付与する。
 - ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。

フォローアップ

- 本取組の趣旨を踏まえつつ、本取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等は将来的にフォローアップを行い、その結果を踏まえて必要に応じて措置を講ずる。

本取組外の卸取引

- 本取組に該当しない基地出口卸、利用上限量以上の卸、利用対象外の事業者向け卸等についても、「適正なガス取引についての指針」の記載や本取組を踏まえて、積極的に行われることが期待される。

25

(参考) スタートアップ卸の卸価格の考え方

- **スタートアップ卸の卸価格**については、**新規参入者が小売事業へ参入するためには、旧一般ガス事業者的小売事業との競争性を需要毎に確保できる価格水準で、都市ガスを調達できる環境が必要であることを踏まえ、旧一般ガス事業者の標準メニューのうち最も低廉な小売料金から一定経費を控除した卸上限価格の下で、個別の価格交渉により決定するものとされた。**

第7回ガス事業制度検討WG
(2019年3月28日)資料3より抜粋

(参考) 第4回ガス事業制度検討WG (2018年12月21日) 資料3 資源エネルギー庁説明資料より抜粋

⑤卸価格

- 新規参入者が小売事業へ参入するためには、旧一般ガス事業者的小売事業との競争性を需要毎に確保できる価格水準で、都市ガスを調達できる環境が必要である。また、通常の相対契約では都市ガスの最大流量等を踏まえた交渉を通じて卸価格が決定されていることや、卸元事業者間の卸価格競争が行われうることも踏まえた活性化策の設計が必要である。
- こうしたニーズを踏まえ、卸価格については、**需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費※」を控除したものを上限価格として設定し、その下で個別の価格交渉を可能とするのはどうか。**

※一定経費とは、旧一般ガス事業者がガス小売事業者として行う業務に係る費用であって、例えば、小売供給の実務に係る業務費（開閉栓、消費機器保安、検針票投函、集金）、小売事業に係る広告宣伝費が考えられる。

第6回ガスWGの議論：卸価格

- 今回の取組がどれほどの新規参入者への優遇になるかは、価格に依存する。上限卸価格設定時に当然控除すべきものは既に例示されているが、まだ曖昧な部分として小売の人件費がある。小売の人件費に関しては、卸価格に含めるべきものもあるし、含めるべきでないものもあり、ある意味で判断が難しいものがある。判断が難しいものを全て卸価格に盛り込むとすれば、新規参入者にとって厳しい状況が生じることとなり、新規参入者への優遇策であることを踏まえた利用上限量の設定や利用対象者の制限といったこれまでの議論との一貫性がない。卸価格へむやみに卸元事業者の小売の人件費が算入されないよう、上限卸価格の水準設定は重要である。

26

4. 経過措置料金解除後の適正な競争関係の確保について必要な事項（3/5）

- 現状、スタートアップ卸開始後の大手3者での適用件数は、合計2件にとどまっている。また、スタートアップ卸の利用を検討する事業者からは、以下の通り、提案価格が高く交渉にも応じられなかつたことや、卸価格が調達価格等から乖離しておりガス事業として利益が出る水準となっていることなどが懸念として挙げられている。
 - スタートアップ卸の価格交渉を行ったが、先方からの提案価格が高い上、価格交渉に一切応じてもらえなかった（おそらく上限価格で提案されているものと思われる）。
 - スタートアップ卸の卸価格について、「LNG調達価格 + 託送料金 + 卸の諸経費」がベースとなるのが合理的であると考えられるところ、実際に提案される価格は、上記の想定価格よりもかなり高い水準となっている。提案された価格水準では、ガス事業単体ではほとんど利益が出ず、参入が困難である。

27

4. 経過措置料金解除後の適正な競争関係の確保について必要な事項（4/5）

- これらを踏まえ、経過措置料金解除後も、上記3エリアのガス市場（卸売・小売）における適正な競争関係が確保されていると判断するためには、大手3者が以下のコミットメントを行うことが必要ではないか。

＜コミットメント案＞

- 「スタートアップ卸」について、新規参入者が旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、事業者の新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、同取組の利用実績が上がるよう、積極的に取り組むこと。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」とものとされていることを踏まえ、利用事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応すること。

28

4. 経過措置料金解除後の適正な競争関係の確保について必要な事項（5/5）

- その上で、監視等委員会は、スタートアップ卸を含む卸取引の状況（スタートアップ卸を含む卸取引の量・件数・価格や、スタートアップ卸の契約交渉に係る状況等）について定期的にモニタリングを行い、コミットメントを行った大手3者におけるスタートアップ卸の実績が上がらない場合には、エネ庁とも連携し、スタートアップ卸の上限価格の抜本的な見直し等を含め、必要な措置を検討していくこととしてはどうか（※）。また、大手3者が価格交渉に誠実に応じていない等の事象が明らかになった場合にも、必要な措置を検討していくこととしてはどうか。

（※）なお、スタートアップ卸の契約締結に向けて交渉が行われた結果、利用者の意向により、スタートアップ卸によらない卸供給として締結されることとなった契約の実績についても、考慮に入れることが適当と考えられる。

5. 経過措置料金解除後の対応について

- 経過措置規制が解除され規制料金が撤廃されたエリアのうち、都市ガス利用率が50%を超えるエリアについては、「特別な事後監視」として、監視等委員会が小売料金の動きを確認することとされている（規制料金撤廃後3年間）。
- 今回対象の大手3者の都市ガス利用率は50%を超えていたため、経過措置料金が解除された場合には、解除後3年間は特別な事後監視の対象となり、合理的でない値上げが行われていなかの確認を実施することとなる。
- また、大手3者の受託製造や相対卸に関するコミットメントに関し、新規参入者からのこれらの依頼について、合理的でない理由で拒否されるといった報告が監視等委員会に対してあった場合には、必要に応じて調査等を行い、対応を行うことが適当ではないか。

(参考) 経過措置対象でない区域等のうち、
都市ガス・簡易ガスの利用率が50%超の区域等に対する特別な事後監視

第3回電取委検証専門会合
(2020年10月27日)資料3より抜粋

- ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、都市ガス及び簡易ガスの利用率が50%を超える供給区域または供給地点については、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、その後3年間は料金水準を監視することとされた。
- これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会では、ガス小売事業者からの報告を元に「合理的でない値上げ」が行われていないかを確認。
- これまで、2者の値上げについて、「合理的でない値上げ」であったと認められたことから、適正な料金とするよう指導。料金は適正化された。

	2017年度				2018年度				2019年度			
	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q
対象事業者	339	339	329	365	383	384	399	403	403	395	396	401
対象供給区域等	946	946	946	1,079	1,118	1,121	1,195	1,212	1,212	1,224	1,233	1,283
値上げ事業者	1	2	1	0	1	1	0	1	2	0	2	1
値上げ供給区域等	1	2	1	0	1	1	0	2	2	0	2	1
値上げに対する指導	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0

31

6. 今後の対応

- 本日の議論を踏まえ、経済産業大臣から意見の求めがあった、ガス小売経過措置料金規制に係る供給区域の指定に関して、当該エリアの経過措置規制を解除するためには、対象となる大手3者がコミットメント（19,28頁）を表明することが必要である旨を、委員会に諮ることとしてはどうか。
- また、当委員会として、スタートアップ卸を含む卸取引の状況等についてモニタリングを行い、ガスの卸・小売市場の競争の適正化に向けて必要な措置を検討していくこととしてはどうか。

32